

日本テレビ通り沿道協議会の運営について（案）

本協議会は、以下の事項を定め運営を図る。

協議会前

- ・本協議会は一般公開するものとし、傍聴者を募る。
- ・本協議会の開催については、区ホームページにて事前公表する。（新着情報に掲載する。）

協議会中

- ・傍聴者の発言は認めない。
- ・傍聴者には、開場の際に意見票（本協議会の説明や協議事項等に意見があった場合は記入）を渡し、事務局が回収する。

協議会后

- ・事務局は速やかに議事要旨を作成し各委員の承諾を得る。
- ・議事要旨及び資料を区ホームページにて原則公開とする。